(七)	その他			
(八)	排水管	衛生器具		
(九)	排水の状況	間接排水の状況	通気管	通気管の状況
(十)	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は嗅診により確認する。
	取付けが堅固でないこと又は損傷があること。	排水が流れていないこと。	損傷があること。	損傷があること。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に存する昇降機以外の建築設備（防火設備であるものを除く。）については、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百七十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき国土交通大臣が施行していた海岸保全施設に関する直轄工事の一部を完了したので、海岸法施行規則（昭和三十一年農林・運輸・建設省令第一号）第二条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

工事を完了した区域	工事の種類	工事完了の日
次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(17)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)　下関市前田二丁目五八二番地の一の地先の標柱（北緯三三度五八分一一・六四四秒、東経一三〇度五七分五四・二一一秒）から二四〇度三〇分五七秒七三六・二二メートルの地点 (2)　(1)に掲げる地点から二四三度五二分五六秒三七・三二メートルの地点 (3)　(2)に掲げる地点から二二八度一四分二三秒七五・一〇メートルの地点 (4)　(3)に掲げる地点から二一五度三九分一一秒五二・二〇メートルの地点 (5)　(4)に掲げる地点から二一〇度三三分〇五秒一二五・六〇メートルの地点 (6)　(5)に掲げる地点から二〇八度二二分〇九秒五七・〇〇メートルの地点 (7)　(6)に掲げる地点から二一六度三六分二五秒四三・八〇メートルの地点 (8)　(7)に掲げる地点から二一六度四五分一四秒九八・一〇メートルの地点 (9)　(8)に掲げる地点から二一六度五三分二九秒二〇一・七〇メートルの地点 (10)　(9)に掲げる地点から一二六度一九分〇四秒三三・七〇メートルの地点 (11)　(10)に掲げる地点から四一度二七分一〇秒一七四・四九メートルの地点 (12)　(11)に掲げる地点から九〇度〇〇分〇〇秒四四・七五メートルの地点 (13)　(12)に掲げる地点から三四度四五分二一秒一一五・四〇メートルの地点 (14)　(13)に掲げる地点から三三三度二六分〇五秒一八・四三メートルの地点 (15)　(14)に掲げる地点から三〇度一六分〇九秒二〇二・七三メートルの地点 (16)　(15)に掲げる地点から四五度四四分一五秒一五七・一六メートルの地点 (17)　(16)に掲げる地点から三〇九度五四分五四秒四七・一六メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十九年三月三十一日

○国土交通省告示第二百七十三号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第五十条の二第三項並びに第百六十四条の十五第四号及び第八号の規定に基づき、航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示（平成十二年運輸省告示第三百三十三号）及び航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百四十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

（航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部改正）

第一条　航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を次のように改正する。

第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　定期運送用操縦士の資格についての法第二十二条の技能証明若しくは法第二十九条の二第一項の技能証明の限定の変更又は事業用操縦士の資格についての法第二十九条の二第一項の技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であって、航空機の運航の実態に係る分析に基づき、訓練生が習得すべき能力を明らかにした上で、当該養成施設における教育及び技能審査の継続的な分析に基づき、当該能力の習得に十分な教育の内容及び方法並びに技能審査の方法を定めていると国土交通大臣が認めるものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。

（航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示の一部改正）

第二条　航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示の一部を次のように改正する。

第一条中「第百六十四条の十五第四号」を「第百六十四条の十六第四号」に改める。

第二条中「第百六十四条の十五第八号」を「第百六十四条の十六第八号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百七十四号

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第二条第二項第六号、小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）第二条第五号及び船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の規定に基づき、船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一